

老人保健施設平成苑 利用料金(令和6年8月1日改正)

※記載した金額については制度の見直しによって変動することがあります。  
 ※介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって、利用料が異なります。  
 (以下、介護保険適用)

基本利用料金/介護保険施設サービス費(1日につき)

介護度	負担割合	個室:介護保険負担金/日	多床室:介護保険負担金/日
要介護1	1割	717	793
	2割	1,434	1,586
	3割	2,151	2,379
要介護2	1割	763	843
	2割	1,526	1,686
	3割	2,289	2,529
要介護3	1割	828	908
	2割	1,656	1,816
	3割	2,484	2,724
要介護4	1割	883	961
	2割	1,766	1,922
	3割	2,649	2,883
要介護5	1割	932	1,012
	2割	1,864	2,024
	3割	2,796	3,036

項目	利用者負担/円				
	金額	1割負担	2割負担	3割負担	
☆短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	(入所日から3月以内)	(1日)	258	516	774
☆短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		200	400	600	
☆認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	(入所日から3月以内、週3日限度)	(1日)	240	480	720
☆認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		120	240	360	
☆外泊時費用 (外泊時1月6日限度とし外泊初日と最終日を除き、所定単位数と代えて算定)	(1日)		362	724	1,086
☆ターミナルケア加算	(死亡日以前31日以上45日以下)	(1日)	72	144	216
		(死亡日以前4日以上30日以下)	160	320	480
		(死亡日前日又は前々日)	910	1,820	2,730
		(死亡日)	1,900	3,800	5,700
☆初期加算(Ⅱ)	(入所後30日に限り加算)	(1日)	30	60	90
☆退所時栄養情報連携加算		(1回に限り)	70	140	210
☆再入所時栄養連携加算		(1回に限り)	200	400	600
☆入所前後訪問指導加算(Ⅰ) (退所を目的とした施設サービス計画の策定等、算定要件を満たした場合)		(1回につき)	450	900	1,350
☆入所前後訪問指導加算(Ⅱ) (退所を目的とした施設サービス計画の策定等、算定要件を満たした場合)		(1回につき)	480	960	1,440
☆試行的退所時指導加算		(1回に限り)	400	800	1,200
☆退所時情報提供加算(Ⅰ)		(1回に限り)	500	1,000	1,500
☆退所時情報提供加算(Ⅱ)		(1回に限り)	250	500	750
☆入退所前連携加算(Ⅰ)		(1回に限り)	600	1,200	1,800
☆入退所前連携加算(Ⅱ)		(1回に限り)	400	800	1,200
☆訪問看護指示加算		(1回に限り)	300	600	900
☆協力医療機関関連加算(1)	(1月につき)	(R6年度まで)	100	200	300
		(R7年度から)	50	100	150
☆経口移行加算		(1日)	28	56	84
☆経口維持加算(Ⅰ)		(1月)	400	800	1,200
☆経口維持加算(Ⅱ)		(1月)	100	200	300
☆口腔衛生管理加算(Ⅱ)		(1月)	110	220	330
☆療養食加算	(1日につき3回限り)	(1食につき)	6	12	18

項目	利用者負担/円				
	金額	1割負担	2割負担	3割負担	
☆緊急時治療管理 (緊急的な治療管理を行った場合、3日限度)	(1日)	518	1,036	1,554	
☆所定疾患施設療養費(Ⅰ) (肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪に対し治療管理を行った場合7日限度)	(1日)	239	478	717	
☆所定疾患施設療養費(Ⅱ) (肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪に対し治療管理を行った場合10日限度)	(1日)	480	960	1,440	
☆リハビリテーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ)	(1月)	33	66	99	
☆科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月)	60	120	180	
☆高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月)	10	20	30	
☆新興感染症等施設療養費	(1月につき5日限度)	(1日)	240	480	720
☆サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日)	22	44	66	

☆介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (令和6年6月1日から)  
 施設サービス費利用者負担割合分合計×5.4%

☆地域区分 7級地 1単位 10.14円  
 【サービスごとに算定した単位数】×【地域に指定された1単位の単価】=事業者を支払われるサービス費

その他の利用料金(介護保険給付以外のサービス)

※以下、注釈がないものについては全て1日当たりの金額です。

☆食費・居住費

段階別	食費
第1段階	300
第2段階	390
第3段階①	650
第3段階②	1,360
第4段階	1,445

☆居住費(令和6年8月から適用)

段階別	個室:居住費	多床室:居住費
第1段階	550	0
第2段階	550	430
第3段階①	1,370	430
第3段階②	1,370	430
第4段階	1,728	437 (限額該当なし)

☆特別な室料(2人部屋) 330 円 (うち消費税額30円) (1日)  
(2人部屋は多床室扱いになり、居住費の金額の上に  
1日330円(うち消費税額30円)いただきます。)

☆日用品費(入浴時) 100 円

☆洗濯代 大(バスタオル・衣類等) 55 円 (うち消費税額5円) (1枚あたり)  
小(下着類・靴下・ハンカチ等) 22 円 (うち消費税額2円) (1枚あたり)

☆電気代 33 円 (うち消費税額3円)  
(1電化製品あたり1日)

☆理容・美容代 1,500 円程度 (1回につき)  
(理容・美容院にお支払い下さい。)

令和6年8月1日作成